武蔵村山市第二次まちづくり基本方針(案) 第 10 回庁内検討委員会意見対応表

No	項目	意見	対応
1	まちづく	・P2 モノレールの開業について、都知	・モノレールの開業目標について、追記
		事によって 2030 年代半ばの開業を目	する。
		指すと発言されたため、追記できない	・モノレール延伸を前提とした方針を作
		か。	成してきたため、齟齬が生じる場所は
		・本方針の目標年である令和 24 年とモ	特にない。
		ノレール開業目標年の 2030 年代半ば	
		で齟齬が生じる場所はないか。	
2	- り 基	·P2 「市民と市が協働して~」とある	・方針の他の部分を含めて、「事業者」を
	基本方針	が、事業者は記載しないのか。	追加した形で表記を統一する。
		·P3 図中の「関連する本市の行政計画	・関連する本市の行政計画等とまちづく
	の概要	等」の各種計画はまちづくり基本方針	り基本方針を両矢印でつなぎ整合性
		と相互に整合を図っていることから、	を図るイメージとする。
3		両矢印ではないのか。	・新青梅街道沿道地区まちづくり計画と
			モノレール沿線構想については、まち
			づくり基本方針が上位となることか
			ら片矢印のままとする。
	全体構想	・P47 市としては、モノレール駅周辺	・P47 では、全体構想として、駅周辺に
		(特に No1 駅周辺) 医療福祉施設の新	は、多様な都市機能が集積できるよ
4		規誘導を想定していない。他の表現に	う標記している。
		工夫できないか。	・No.1 駅周辺は、地域別構想において、
			福祉などの表現は除いている。
		・P57 「東京都と連携して早期整備~」	・観音寺緑地では、市からの情報提供を
		という表現について、これまでの議会	もとに東京都が生産緑地の買取を行
5		で使われたことはあるか。今の表現だ	っている。
		と、市が何かするように感じるが、今	・野山北・六道山公園、中藤公園の整備
		後の議会の答弁内容と変わってしま	主体が明確にわかるような表現に修
		うのではないか。	正する。
	地域別構想	・推進は市が整備主体となって進めてい	・どの主体が整備を行うのか、明確にな
6		くイメージがあり、整備主体は別で事	るように修正する。
		業について市は促していく方向のイ	
		メージである。	
		· P84 大南公園や雷塚公園の整備につい	
		ても東京都などの別主体が行うのか。	

No	項目	意見	対応
7	将来像の実現に向けて	・P118 初めの2行が消極的な文章に感じる。P6 に目標年次の記載があるため、削除したほうがいいのではないか。	・削除 ⇒ 本方針の運用に当たっては、・・・・